

○平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第十項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第七項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第二十一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第十一項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、次のとおりとする。

1 次に掲げる太陽熱利用冷温熱装置

一 冷暖房等及び給湯の用に供するもののうち、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A四一一二に適合するもの（蓄熱槽を有する場合にあっては、日本産業規格A四一一三に適合する太陽蓄熱槽を有するものに限る。）

二 給湯の用に供するもののうち、日本産業規格A四一一一に適合するもの

2 潜熱回収型給湯器（ガス又は灯油の消費量が七十キロワット以下のものであり、かつ、日本産業規格S二千百九又はS三〇三一に定める試験方法により測定した場合における熱効率が九十パーセント以上のものに限る。）

3 ヒートポンプ式電気給湯器（定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値の平均値が三・五以上のものに限る。）

4 燃料電池コージェネレーションシステム（発電及び給湯の用に供するものであって、固体高分子形の燃料電池を用いたものうち日本産業規格C六二二八二一三一二〇一に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が〇・五キロワット以上一・五キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が五十度以上、発電効率が三十五パーセント以上及び総合効率が八十五パーセント以上のもの又は固体酸化物形の燃料電池を用いたものうち日本産業規格C六二二八二一三一二〇一に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が〇・五キロワット以上一・五キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が六十度以上、発電効率が四十パーセント以上及び総合効率が八十五パーセント以上のものに限る。）

5 エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第十八条第二号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本産業規格C九九〇一に定める省エネルギー基準達成率が百七パーセント以上のものに限る。)

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月二七日経済産業省・国土交通省告示第一〇号)

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月三十一日経済産業省・国土交通省告示第二号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三十一日経済産業省・国土交通省告示第四号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日経済産業省・国土交通省告示第一号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年四月一日経済産業省・国土交通省告示第三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三十一日経済産業省・国土交通省告示第二号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月二八日経済産業省・国土交通省告示第五号)

1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。

2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋を令和五年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

附 則 (令和五年三月三十一日経済産業省・国土交通省告示第一号)

この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年三月三〇日経済産業省・国土交通省告示第二号)

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

2 この告示は、個人が、当該個人の所有する所得税法等の一部を改正する法律(令和六年

法律第八号) 第十三条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号) 第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和六年一月一日以後に当該個人の居住の用に供する場合について適用し、個人が、当該個人の所有する所得税法等の一部を改正する法律第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。